特定一般教育訓練明示書(様式例)

13 7	73/ 1/ 13	· H	/·I 1/2/1	<i>y</i> , ,,,	— \ 137	- U 1/3	,			
講座の名称	愛知県介護支援専門員	員再研	修							
実 施 方 法	通信(講義) スクーリ	Jン グ(演習5回)							
指定講座番号(15桁)	2322014		_	251002	23	_ 8				
講座の創設年月日 平成19年3月23日	特定一般教育訓練給係 対象講座の指定期間 令和10年3月31日		過去一 年の講 座実績	入講者数	女(358人)	修了者数	(338人)			
訓練期間	3ヶ月	اع دا		\$\\\ ≣II \$	練時間		54時間			
1. 教育訓練目標	37 A			गरः हम ग			344寸[8]			
1. 软月训褓日保		ı								
①取得目標とする資格の	名称、目標レベル		介護支援専門員							
②①に係る資格・試験等	の実施機関名称		厚生労働省							
③当該資格等を取得するための要件または受験 格等			規定出席時間数を満たすこと。							
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる 種・職務及び習得された技能・知識が活用されて る業界と活用状況			居宅介護支援事業所や介護保険施設、地域包括支援セン ター等での介護支援専門員業務							
2. 教育訓練の内容										
教 科				時間	伎	き用 教 材 名	<u> </u>			
	の理念・現状及びケアマ			3						
講義「人格の尊重及び権	利擁護並びに介護支援	援専門	員の倫理」	3						
講義「地域共生社会の実現に向け	た地域包括ケアシステムの深化	及び地域	の社会資源」	3						
講義「生活の継続を支えるだ	こめの医療との連携及び多	多職種	協働の意義」	3						
講義「ケアマネジメントに係る法令等の理解」				2						
講義「ケアマネジメントの展開: 高齢者に多い疾患等(糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器疾患、腎臓病、 肝臓病、筋骨格系疾患、廃用症候群等)の留意点の理解」			2							
講義・演習「自立支援のためのケアマネジメントの基本」				5						
講義・演習「介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)」			ネジメント)」	2						
講義・演習「ケアマネジメントの展開:生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメ ト」			ジケアマネジメン	3						
講義・演習「ケアマネジメントの展開:認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント」				4						
講義・演習「ケアマネジメントの展開:脳血管疾患のある方のケアマネジメント」				4						
 講義・演習「ケアマネジメントの展開:大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメン			アマネジメント	3						
講義・演習「ケアマネジメントの展開:誤嚥性肺炎のある方のケアマネジメント」			3							
講義・演習「ケアマネジメントの展開:心疾患のある方のケアマネジメント」				3						
講義・演習「ケアマネジメントの展開:看取りに関する事例」				4						
講義・演習「ケアマネジメントの展開: 地域共生社会の実現に向け他方多制度の活用が必要な事例のケアマ ネジメント」			要な事例のケアマ	3						
*シッシント〕 構義・演習「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演				4						
3. 受講者となるた	めの要件(この講座	を受請	構するために	必要とされて	いる条件など)					
①受講するに当たって必	要な実務経験等				なし					
②受講者が受講に最低N 技能・知識等の内容及び	艮有しておくべき資格・ その水準	ない者者、実	支援専門員登録を受け、登録後5年以上実務に従事したことが 者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していなし 実務経験はあるが更新を行わなかった者等で実務経験後5年紹 に介護支援専門員証の交付を受けようとする者				していない			
③その他										
〔特記事項〕		-								

特 定 一 般 教 育 訓 練 明 示 書 (様 式 例)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況								
(1)資格取得状況								
① 前年度の修了者数	338	人		_				
② ①に係る教育訓練の入講者数	358	人						
③ ②のうち目標資格の受験者数	338	人	受験率(3/2)	94.4	%			
④ ③のうち合格者数	338	人	合格率(4)/3)	100.0	%			
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人						
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	331	人	就職•在職率(⑤+⑥/②)	92.5	%			
				•				

- ※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。
- ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、 修了後に別の職に転職した者。

(2)受講修了者による講座の評価等

(と)文件修り日にみる	が			
① 回答者総数		0	人	
② 受講開始時の就 業状況等	1 正社員	0	人	②A:就業者計
	2 非正社員、派遣社員	0	人	MA: 机来有前
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	0
	4 非就業	0	人	②B:非就業者計
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人	
	3 社内外の評価が高まる	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ	0	人	以下)
	5 趣味・教養に役立つ	0	人	
	6 その他の効果	0	人	
	7 特に効果はない	0	人	0
	1 早期に就職できる	0	人	
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人	 ④の回答数合計
④ 就業していない	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人	※②Bと同数(又はそ
受講者による講座の 評価	4 趣味・教養に役立つ	0	人	「 れ以下)
	5 その他の効果	0	人	
	6 特に効果はない	0	人	0
⑤ 受講者の就業状 況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0	人	※②Bと同数(又はそ
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0	人	れ以下)
	4 就職していない	0	人	0
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	0	人	⑥の回答数合計
	2 おおむね満足	0	人	※①と同数(又はそれ 以下)
	3 どちらとも言えない	0	人	- 0
	4 やや不満	0	人	
	5 大いに不満	0	人	J

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等 の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル 到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数 場所:名古屋市東区代官町35-16 第一富士ビル2階 時期:1月~3月 回数:1日程あたり5回

特定一般教育訓練明示書(様式例)

6. 受講効果の把	!握方法									
(1)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)			出席率100%							
(2)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識 のレベル到達度把握・測定方法			研修記録シートの確認による。							
7. 受講中又は修	了後における	受講者に対する指導及	び助言並びに支持	髪の方法	去					
(1)受講中の者に対する習得度·理解度に関する具体 的な助言·指導の方法			指導者が質問を随時受け付けて対応するとともに、グループワークで の助言を行う。							
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)			本会福祉人材センターにおいて、福祉・介護関連の求人情報の提供および紹介・斡旋を行う。							
8. その他の事項	į									
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名			上会福祉協議会			(代	表者名	呂∶会長	後藤 澄江	
住所及び連絡先 愛知県名古屋市東区白			1壁一丁目50番均	<u>t</u>			TEL	052-21	2-5500	
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 社会福祉法人愛知県社			上会福祉協議会			(施	設長:	事務局县	長 佐藤嘉原)
住 所 及 び 連 絡 先 愛知県名古屋市東区白			1壁一丁目50番均	<u>t</u>			TEL	052-21	2-5500	
苦情受付者 氏名 江口 慶高 所属 総務部 総務 画グループ				当者	氏名	林	園子	所属	福祉人材センター	
連絡先	TEL 052-	-212-5500	連絡兒	ŧ	TEL	052	-212-	-5516		
特定一般教育訓練経費 1. 特定一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 36,600					円					
支 払 い 方 法 ① 入 学 料 (税 込 額) (※割引・還元措置を実施した その差引き後の税込額と									36,600	Ħ
② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した ②分割払 その差引き後の税込額と							36,600 0	円)		
	2. 特定	 特定一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)				0	円			
③両方可能	③ 両 方 可 能 ① 任意の教材費(税込額)					0	円			
	宮泊費(税込額)						0	円		
	③ 施設維持費(税込額)				⊧± □= + / \	\ / 1"	4 1 7 mar		0	円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額))	0	円			
	3. 総額 (1+2) (税込額)				36	6,600	円			

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理 解いただくようお願いいたします。

- (1)特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの 名において直接特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要 な入学料及び受講料に限られます。
- (2)受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれま せん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジ ット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経 費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。) その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。